

母子家庭等自立支援給付金

問児童福祉課 ☎(55)7118

▼対象者／ひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方

▼内容／就職に役立つ技能や資格の取得のため講習を受講する場合や、養成機関で修業する場合などに、給付金を支給

※給付金申請の前に事前相談が必要。支給を希望される方はご相談ください。

【自立支援教育訓練給付金】

雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する講座の受講を修了した方への給付

※事前に講座の指定を受けることが必要

▼支給額／対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円、下限1万2千円)

※雇用保険制度で一般教育訓練給付金を受ける場合は、雇用保険制度での給付金との差額を支給

【高等職業訓練促進給付金】
就職に必要な資格を取得するために、1年以上養成機関で修業する方への給付

▼対象資格／看護師(准看護師)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士など

▼支給期間／修業期間の全期間(上限36月)

※修業期間の途中で申請された場合は、修業当初からのさかのぼり支給はできません。

▼支給額

市民税非課税世帯 月額10万円
市民税課税世帯 月額7万500円

高等職業訓練促進給付金を受給している方を対象に、入学準備金(上限50万円)や就職準備金(上限20万円)の貸付制度もあります。

この貸付金は、取得した資格を生かして一定期間就労を続けた場合に、償還が免除されることがあります。

ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

問児童福祉課 ☎(55)7118

▼対象者／ひとり親家庭の父または母および児童で、父または母が児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方

▼内容／高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対象講座を受講する場合に、給付金を支給

※講座を受講する前に、講座の指定を受けることが必要。支給を希望される方はご相談ください。

▼支給額

・受講修了時給付金
対象講座の受講料の2割相当額
(上限10万円、下限4千円)

・合格時給付金
対象講座の受講料の4割相当額
(受講修了時給付金と合わせて15万円が上限)

公証週間相談会

問名古屋駅前公証役場 ☎052(55)9737
二宮公証役場 ☎0586(72)49255

財産の相続について、不安を抱かえていませんか。遺言作成など公証役場をご利用ください。

【名古屋駅前公証役場】

▼日時／10月1日(月)～5日(金)
午前9時～正午、午後1時～6時30分

10月6日(土) 午前10時～午後3時30分

【二宮公証役場】
▼日時／10月1日(月)～5日(金) 午前9時～午後5時

10月6日(土)・7日(日) 午前10時～午後4時

▼その他／相談無料、予約不要

行政書士無料相談

問愛知県行政書士会 ☎052(93)4068

▼日時／10月6日(土) 午前10時～正午、午後1時～3時

▼場所／津島市文化会館

▼内容

・遺言・相続、農地転用、開発申請など許認可手続
・戸籍手続、内容証明、会社定款、入管関係

▼その他／予約不要

全国一斉！法務局休日相談所

問名古屋法務局民事行政調査官室 ☎052(95)8170

▼日時／10月7日(日) 午前10時～午後4時

▼場所／名古屋合同庁舎第1号館(名古屋法務局)

▼内容

法務局が所掌する業務(登記、筆界特定、人権擁護、供託など)、遺言などの公正証書の作成、日常生活の様々な心配ごと、困りごとに関する相談

▼その他／相談無料、要予約

司法書士無料相談

問愛知県司法書士会 ☎052(68)6686

▼日時／10月13日(土) 午前10時～午後3時

▼場所／津島市文化会館

▼内容

・土地や建物の相続、遺言、売買、贈与などに関すること
・株式会社設立や増資などの会社や法人に関すること
・供託手続、訴訟書類の作成に関すること

※法律相談は、140万円以下の民事紛争に限ります。

▼その他／要予約

